

出席者 久塚委員、宇都木委員、鈴木委員、伊藤委員、小原委員、芦沢委員

事務局（新宿区 林地域調整課長、寺尾コミュニティ係主査、梅本主任、鈴木主事）

事務局 本日は、6カ月、間があきましたけども、そこに書かれている議事、大きく言いまして、事業評価と事業提案につきまして、ご審議いただきたいというふうに思っております。

なお、本日は、課長のほうがちょっと別な会議がありまして、終わり次第、こちらに出席するというので、ご了承いただきたいと思っております。

それから、ちょっと期間があきましたので、また、お願いしておきますけれども、本日、この会議というのは議事録を作成しております。したがって、発言の前にお名前を言ってからご発言いただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

引き続き、資料の確認をやらせていただきますけれども、お手元の資料なんですけれども、本日、6つの資料をお手元にお配りさせていただいております。

まず、資料1、「協働事業チェックシート」、それから資料2のほうが「協働事業評価書」、それから資料3がA3横になっていますけれども、「『事業提案制度』自治体一覧」、それから資料4のほうは「事業提案制度検討項目一覧」、それから資料5のほうは、小原委員のほうから情報提供いただきました杉並区の「平成17年度協働事業評価の実施について」ということで、一応お手元にとじてあるのが5つの資料と、それからもう一つ、冊子になっております「NPO活動資金助成事業のご案内」、以上6つがお手元の資料になっております。資料のほう、もし、ない方がいらっしゃいましたら、事務局のほうにお申し出いただきたいと思いますが、皆さんございますか。

いいですね。では、以上、資料の確認です。

久塚座長 では、中身に入りますけれども、各委員から、資料2ですけれども、協働事業の事業名は、「ゆったりーの」を一つのモデルとして作業していただいたものが、資料が、委員の人数分ありますので、分厚いのですが、このそれぞれの委員の方から出していただいたものに、一番上は宇都木さんからございますが、補足するようなことも加えてありましたら……。宇都木さんのほうから行こうかな。宇都木さんのものは最後に、第三者評価のことがあるんですが、それから鈴木さんというふうに、順番に各委員、出席してい

いただいた委員に説明していただきたいと思うんですけども、では、宇都木さんからなんですけど、思い出しながら、ざっと見て、提出されているものを、さらに補足するものがあったら、簡単にご報告お願いしたいんですけど。

宇都木委員 事前にもらってないので、どうかわかりませんが。

久塚座長 では、順番を変えましょうか。

宇都木委員 読んできた人からにしていただけるとありがたいんですけども。

久塚座長 一番近い鈴木さん。近々送られてきたので、多分鈴木さんが一番読んでいますので、宇都木先生……。

鈴木委員 ざっくり読みまして、頭をクリアにした状態で見せていただいた後に、総合評価の表を書かせていただいたんですけども、5ページのところに総合的なコメントということで、いろいろ書かせていただきました。NPOのほうからも、あと、担当課のほうも読ませていただいた中で、「空き教室の活用」というような目的で、きっかけでスタートした事例なんだという感想を持ちました。

協働事業ということもありますが、子育ての支援施策というものを、区のほうからもう少し明確に打ち出されてあって、その中で事例が、成果目標というのがこういうものであってという部分があったほうが、この評価というのはしやすいだろうなということと、協働の評価というようなことを区民に対してあるべきものだと思ったので、行政がどれぐらい区民の役にたっていて、この時期に始まったことでどう役に立つのかとか、もう少し早かったほうがいいんじゃないかとか、もっと遅くてもよかったのか。何かその辺の具体的に、総合的に考察だとかデータとかが加わった状態で、区民に公表されたほうが、協働の評価ということでは、皆さん見ていただいたときにわかりやすいものになるのかなとは思いました。

前にゆったりーのさんが、すごく地域の課題解決のために奔走して、日々頑張っておられる、こういう様子は、もうこれを拝見しただけでも伝わってくるんですけど、そのことで、何か先ほど不安な要素があるみたいなお話もあったので、その辺で、立ち上げにこそコストはかからないんですけど、運営していく中でいろいろコストがかかるので、その辺はぜひ頑張りたいなと思った次第です。

協働というのは、今、協働は本当にあちこちであるので、事例も幾つかあると思うんですけども、お互いが期待する目標というものが自分で最初にわかっていて、それをお互いに交渉をしながら、引くところは引いたり押すところは押したりとかしながらやっていかな

いと、最終的に何となくやっちゃって、できちゃった協働みたいに感じになっちゃうと、お互いに不満が残っちゃって、的確な思いというんですか、やろうと思ったのに、ああ何かという不満だけが残っちゃうと思うから、ちょっとよくないのかなと思ったので、その辺が明確になるといいのかなと思いました。

以上です。

久塚座長 鈴木さんからですけども、評価書シートの項目の、13の総合評価までだけど、一つか二つかプラスしてみてもどうかということもあったというか、その協働がどれぐらい区民に向かって合意が出せるところで、何が発揮できたのかというようなことがわかるような評価基準もあっていいんじゃないかということが、最初ですよ。

鈴木委員 そうですね。

久塚座長 もうちょっと具体的にありますか。特に、項目をどう加えるということではないんですよ。

鈴木委員 評価書シートの項目をどう増やすかというよりも、もうちょっと組み立ての部分なのかなとは思いますが。

久塚座長 はい、わかりました。評価シートの項目自体についても、もしプラスアルファでやっていこうということであれば、発言のときにしていただければと思いますが、宇都木さんはもうちょっと待っていたほうがいいですよ。宇都木さん。

宇都木委員 大丈夫だと思いますけど。

久塚座長 じゃあ、宇都木さん。

宇都木委員 順番に思い出しながら発言いたしますが、どっちから話したほうがいいのかということはいくつわからないんですが、多分第三者評価の考えもちょっと入っていったそうなんです。区と今度のゆったりーのさんという関係の一つと、それからもう一つは、市民というか、市民の中における市民活動の評価というのは、NPOが自治体 NPOというか、私たちは地域市民事業と言うんですけれども、コミュニティビジネスなんていうのはちょっと表現がよくないので、そういうものが市民の中にどう評価されているのかということ等を少し考えないと、当事者間だけのものだけでいいのかどうかというのは、ちょっとこの中で、どこかで書いていたかもわかりませんが、そういうものは一つ問題だと思います。

それで、この2番で、「区民ニーズの把握の方法について」というのがありますけれども、そういう意味も含めて、冒頭に申し上げたことも含めて、もう少し市民の意見というか、

そういうものを事前に聞いていく必要があるのではないかなと。利用者だとか、あるいは運営する主体の意見はあったとしても、それが周りの市民から見てどういふことなのかなというのが、なかなか市民の側には見えにくいということもあるんだらうというふうに思います。

それから、4番は、「ゆったりーの」さんがいいとか悪いとかじゃなくて、そういう事業に関心を持つ人たちというのを、これからのことについて言えば、公募というか、多くの人たちにその機会を提供するというのも、協働事業を進める柱にならなきゃいけないので、そういう意味ですけれども、4番は。

それから、5番は、これを決めるときに、市民レベルの側の意見というのを、もっといろいろ出させて。普段から、最終的に議会の承認を得なければいけないということになるんでしょうけど、その過程というものをもう少しいろんなことがあっていいんじゃないかなというふうに思います。

それから、7番、これは本当に問題なので、いっぱい書くべきなんでしょうけれども、最初から予算が決められていて、それをどういふふうに使ってやったというのも、協働の範疇かもしれないけど……。もう少し、一番最初はもっと枠かけをしないで議論してみて、それでどういふふうになればそれが実現するかというような中身に基づいて予算というものがあっていいと。

これは断れないというのは、ちょっと断れるという選択肢もつくっておかなきゃいけないんじゃないかと。今は、特に指定管理者制度だとか、そういうのが出てきて、市民と協働で、市民の側も、NPO側の体質が弱いから、簡単に言うと潰しっこしちゃうわけですよ。絶対できないような金額で請け負っちゃうんですよ。目先のお金が欲しいから。できるんだったらつるんじゅうわけです。そうすると、次のところ、また次のところと。それでそれを繰り返しているようなところがあって、それを協働と呼ぶかという議論が出てこないといけないんで。だから、最初から枠組みをつくる、枠組みの中でだけじゃなくて、議論をして、そして実現する過程でさまざまな制約が出てくるという、そういうやり方も考えないといけないんじゃないかなというふうに思うんですよ。

それで、我々が担う公共事業というか、公の仕事というのは、市民事業というのは、私は安定的なサービスが持続的に継続的に、長期にわたって提供されないといけない。1年や2年で終わっちゃうような、すぐ壊れちゃうようなことでは意味がないので、これからは、私たちがああいうことならやってみたいねという、そういう人たちがたくさん出てく

るような、そういう事業に協働事業というのはしていかないと、本当は成功しないんだろうと思うんですね。そういうことも含めて、この7番はこの意味合いを含めてのことです。

それから、9番のことは、第三者評価のところ、毎月、毎月、あれはある一定時期に報告をつくって、それをみんなに公開しているというのも、それはそれで大切なんでしょうけど、そういう短期的なものだけではだめなので、何かもっと事業のあり方というのは、これから考えてもいいんじゃないかなと。第三者評価のところですけども。

それから、この話し合いは、できるだけ多くしたほうがいいですよ。私もよくわからない中で書いているところもあるんですけども、意識がどう変わってきたのかということころは結構大事なんじゃないかと思うんですよ。協働事業とは何かというのを、漠然とお互いがわかっているようで、やっていく過程ではしょっちゅう、市民の側が考える協働事業と区の側が考える協働事業というのは、あるところは一致して、あるところは一貫しなかったりして、そのために話し合いが必要なんだろうけど、評価も必要なんだろうけども、なかなか市民のほう弱いから、小原さんみたいに内気な人は、あんまり本当のことを言えないことがあるんだろうから、何かいろんな方法を考えてもいいかなというふうに思いますけれども。

あと、ここに書いてあるようなことで、これで一番問題なのはお金の話ですけども、多分これでだいぶ苦労してるんですよ。

12番、一致しないところはもう当たり前で、ここに書いてあるようなことでいいんじゃないでしょうか。

今度の指定管理者制度も、法律の冒頭に効率性が書いてあるんですね。本当に効率性とは何かという議論は、まだ多分評価されてないと思うんですよ。つまり、安上がりの効率性だという議論になって。そうじゃなくて、金はかかったんだけど、そのことによって市民生活が充実したり、あるいは後にいろんな意味で価値観につながって、よくなっていくんだとすれば、それを効率性のうちの議論の一つ入れないと、定義が、安ければ効率性だという議論が、どうも我々はなじまないんですよ。だから、そこは協働を考える上で、これからも議論は多分やっていくべきだなというふうに思うんですけども、そのことがこの総合評価のところ書いてあるんだけど、私はそういう全体的な評価のあり方というものをもう一遍議論して、それである程度の評価基準みたいなものをつくっておくことが大事だろうというふうに思います。

第三者評価は、これはどういう考え方がいいかはわからないんですけども、ここに幾

つかのことを提起してみました。先ほど言いましたように、財政の節約、財源の節約ということでもいいのかどうかということ、それから区の政策と、それを実現していくためのシステムだとか基本の問題についても、これを進めていく上で、やっぱり見直しをしていかないといけない。従来の区の行政のシステムを、そのまま協働というものにあてはめると、少しいろんな問題点が出るんだらうから、そういうところもきちんと第三者評価としてはやったほうがいいんじゃないかなというふうに思って、ここに書いておきました。

こういうことを言うと寺尾さんに叱られるかもしれませんが、行政の市民参加、協働のアリバイづくりを、何か形だけでつくっちゃって、そのことによって、どういう変化が起きたのか、あるいは区民生活がどういうふうに変わっていったのかということよりも、やった実績だけを積み重ねて行って、これだけできました、これだけできましたということになっちゃうといけないので、そういうのをきちんと、第三者評価みたいなことを考えて、そっちで全体の大きな政策判断とか政策の流れとかというような、あるいはシステムの問題だとかいうのはやったほうがいいのではないかなということで、しっかりとした評価基準を設定をして、市民の側が判断できるような、生意気にアカウントビリティなんて言ってますけれども、そういうようなこともきちんとすべきではないかなというのが感想というか、考えたところです。

以上です。

久塚座長 はい、ありがとうございました。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 伊藤ですけれども、かいつまんで言います。

3番目で思ったのは、これは「区民参加により、利用者の立場に立った、子育てサービスを区民自らの力で実施していく」こととあるんですけども、これは成果・目標ではないんじゃないかと、これはただのコンセプトであって、どれだけのNPOが参加するだとか、住民に対して子どもの割合がこのくらいあって、そこからどれだけの人が参加したとかいうのが、結局は成果・目標になるのではないかなと思ひまして、3番ですね。

それから、4番のほうですね。4番は相手の選定方法というのがありましたけれども、それはこのくらいはある程度うまくいってるんですけど、その事業内容によって変わっていくと。その参画者やワークショップなどで決定されていくものもあるだろうし、事業そのものからスタートした場合は、その事業に対しての方法があるだろうし、そしてその公募者からプロポーザルされる。ということで、それをもとにして、その相手を選定してい

がなくちゃいけないんじゃないかなと思います。

そこで、6 - 1、これが期待値と、その評価についてとあるんですけども、その期待値と、その評価基準については、スタートの時点で3年にわたるものであれば、3年の年度ごとの目標値を決めておいて、それに対してどれだけできていくのか、その進捗状況を見ていかなくちゃいけないんじゃないかなと。3年が終わった時点でうまくいったとかいかなかったでなくて、プロセスを見ていく必要があると思います。

次に7ですね。これは、先ほども宇都木さんからありましたけれども、事業計画、収支計画は区側、NPO側で相互に計画書を作成して、それを両方で検討して突き合わせてみて、その内容に基づいた予算とか、そこら辺が必要ではないかなと思います。最初に予算が決まると、その中でどうしてもやっておこうと思うと、小手先のほうに走っちゃうんで、いいものができていかないような気がします。

次は、10番ですね。定期的に話し合っというところは評価できるんですが、先ほど言ったように、それが問題点として出たとしても、初年度は出てもいいという、年度ごとの目標があれば、初年度はそんなのは出てもいいんだというような形のものでできるので、これは先ほどの年度計画のところのお話の中で見ていけば、その出た問題が最初から予定されていたものであるかがわかると思いますので、年度計画との形ということですね。

あとは11と12、これはお互いに改善すべき問題点として把握、ないしは問題点をお互いに課題として認め合うのはいいんですけども、それに対して事務局でランクづけをして、どこが現状としてやってかなくちゃいけないのかということ盛り込んだ計画、修正計画じゃないですけども、それをはっきりやってかないと、問題点はお互い認めましたよ、問題点はわかってますよ、だけどそれをいつまでに解決していくんですかということをやっついていかないと問題になります。

あとは、私の総合的な考え方とすれば、協働事業というのは本当に何なのと、単に場あたりのにやっていくのではないんでしょうと。区側としては、このような分野でこのような事業を協働でやりたいと考えていると。そのようなところに対して、今やっていく、やりたい、そういう意味で予算が最初からある程度予定されていけば、進めるときにスムーズに行くのではないかなと思います。

以上、この書いたものをかいつまんでお話しさせていただきました。

以上です。

久塚座長 最後になりますが、芦沢委員。

芦沢委員 すいません。私もちょっと思い出しながらなのですが、今皆さんも言われたことと同じ、私は、まず予算の関係のところは、これは行政さんの予算づくりのシステムの中から、非常に一面無理なところもあるのは重々承知の上で申し上げるんですけども、柔軟といいますか、いろいろ要望が出てきたときに柔軟に対応ができるような余力を持った予算をどこまで組めるかというのが、やはり最初の行政さん側の中ではそういう意識を持って予算が組めるかどうかというのはとても大きなあれになるんじゃないかなというふうに、日ごろから見ていて、感じているところなんです。私どもと一緒にいろいろ事業をやっていただいているときでもそうですので、ましてや住民の方々なさるといふ地点では、行政の、そういう行財政の仕組みみたいのを、やはり住民の人にもわかっていただきながら、その中でどういうことができるのかというあたりは、事前にきちっと話し合いがもう少しあるといいのかなというところもあると思います。

特に、一番気になったのは、7番のところでも言いましたように、予算をこれだけしかありませんので、何とかしてくださいみたいな言い方ですと、やはりどうしても制約が出てきてしまうので、その辺の枠はあるんだけど、こんなことがやりたいといったときに、補正予算まで組めというわけではないのかもしれないですけども、中身だけでも、項目も規定されたりしますので、そのあたりだけでも柔軟に組めるような工夫みたいなものが必要なのかなという気がします。

ただ、このチェックをするために、何のために行うのかというチェックシートの最初に、前例の踏襲や組織の縦割りの弊害など、これまでの区の仕事の内容や進め方を見直すためにこのチェックシートをつくるんだというような項目が上がってましたので、ぜひこの辺のところは今後の課題として持っていただけたらいいかなというのが一番感じたところです。

それと、やはり、先ほど宇都木委員からもお話がありましたが、12番のところにもちょっと書いたのですが、協働＝コストダウンという考え違いをしている場合があることみたいなことが項目にも入っていたかなと思いますので、そういう意味合いとしては、話し合いの中での感じ取れるということが、やはりどこかにそういう意識みたいなものがあるのではないかなというふうに、一番ここが気になったところでして、先ほど宇都木委員もおっしゃられたように、コストダウンではなくて、やはりその事業によってどれだけ住民の方たちにいい形でこれを拡げていけるのか、というあたりの効果みたいなことを常に考え

てやっていただくことがとても大事なのかなという気がしております。

あとは、そのお互いの課題、とてもよく話し合いなどもなさってらっしゃるのは、本当に評価できると思うんですね。相互理解というのが第一段階ですので、そういう意味でその中でどこができてどこができないのか、あるいはこれからどういう役割がどちらのどよう担うのかということ、きちっと翌年度に向けて明確化していくことというのは、とてもこれから事業を進めていくのも大事なのかなと。継続性みたいなところを考える場合にも大切なのかなというのを、評価を見させていただいていてちょっと感じたことでございました。

久塚座長 はい、ありがとうございました。

実際には、これをまとめ上げていく作業の中で、またいろんな意見をもらうことになると思うんですけれども、13番の総合評価まで含めて、こういう項目をさらに追加とか、あるいは評価書のほうはこう改めたほうがいいんじゃないかというような、具体的な「ゆったりーの」の中身がどうこうというんじゃなくて、評価書の枠というか、評価するための仕組みというか、それについての補足がありましたら……。今、お聞きした中で、既に何点か出ていたと思うんですね。あるNPOと区が協働していることだけについての特定の事業の評価に限らずに、それは区行政一般に、あるいは区民にどうはね返っていったり、あるいは次につなげていくことになっていくのかということの評価できるような評価項目もあっていいのではないかという発言があったと思います。

先ほど、この評価書の中でやったので、当事者の小原さんは発言できなかったんですけども、今度は枠組みのところでは発言が自由にできますので、小原さん、ありましたら、評価書自体についてですけれども。

小原委員 すいません。第三者になって、このコメントを私も書かなければいけなかったということが、理解できておらずに申しわけありません。

全体的なところで、評価をする理由というか、評価の仕方が適切であるか不十分であり、改善が必要という、そこだけの段階なのですけれども、これでいいのかなと、そういう根本的なところで、申しわけないんですけれども、そういう疑問が一つあります。

それから、最低のラインではやっているんですけれどもというところとすごくよくやっているというのとはちょっと違うような気がしていて、そのところは評価する必要はなくて、それは協働ではないじゃないかとか協働として不適切であるものを拾い出したただけだったら、これでいいと思うのですけれども、もっとよりよい協働というのを探っていく

例というか、そういうものを見つけていく意味もあるのであれば、単なる「適切である」という言葉の中に、もう2段階ぐらいというか、どうしたらいいかというのは私もわからないんですけども、またすべての設問をいつもするのがいいかどうかはわからないんですけども、もう少し段階的なものを出してもいいのではないかと思います。

あとは、目標とか成果というのもたくさん出てくるんですけども、先ほどからもいろいろな委員から出ていますけれども、こちら側にとっての目標と成果というのとそちら側にとっての目標と成果というのは違う部分があって当然ということなので、一概にこの目標と成果というような形で出てこないの、NPO側の目標と成果についてという評価と区側のというもので、何かもうちょっと分けてあげたほうがいいかなというふうに思ったんですけども。ナンバーをどういうふうに変えたらいいかという点が今ちょっと申し上げられないんですけど。

久塚座長 結局事業者側というか、区側とNPO側の書かれたものをベースに、協働事業としてどうであったのかという評価ということになるから、それを見たときに、NPO側としては、例えば第三者評価で不十分であったというふうになったときに、もし評価が不十分であったというのが連続したときに、小原さんのところの団体が不十分であったということも少しはあるかもしれないけど、主な不十分であったというのは、協働として、端的に言えばこの協働目標とか基本原則というようなことを考えてみたときにどうだったのかということが考えられるということですが、個別のNPO自身のご意見は、こっちの既に出されたほうの中で、ある程度事業者の側に対してこういうふうにしてほしかったとかもっとこうだったと、行政もここだここだと。そこがうまくかみ合っていないのなら、協働としてどこかに何かがあったという、協働の事業として進め方がどうだったのかなという評価になってくると思うんですね。だから、行政が悪かったのかNPOが悪かったのかという話じゃなくて、協働としてどうであったかと。

現に、さっきは鈴木さんも宇都木さんも言われているけれど、最終的には区民、区の行政のほうにはね返っていった効果がどうだったのかなみたいなものが、この協働という事業でどうだったのかというところが見えれば余計いいんじゃないでしょうかというご発言があったと思います。

そういう意味では、小原さんも非常に理解しておられるので、第三者という意味から協働としてどうだったのかという評価を十分出すべきだったというようなことに当たると思いますよね。

ほかの委員の方。

伊藤委員 伊藤ですけれども、よく目標・成果というのが見えてないので、はっきり言うことはできないんですけれども、ただその中に、先ほども言っているように、例えば「ゆったりーの」に何人来てくれるというのが一つの目標になっている。そこに個別的に、具体的なものでそれが入ると。例えば、このスペースからいけば、50人の人は私たちとしては面倒をみたいと、それが小原さんのほうの一つの目標だと。区側のほうはそういうことではなくて、ということもあるかもわからないよね。それをやったときに、もう一つとして達成されるのは何か、となると思う。

だから、大きなものから、会社なら重点目標というんだけど、二つ目は管理要因。管理要因といったのは、人の問題だとかお金の問題だとかというのが出てくると思うね。個別に決めていけば、人は集まりました、だけど予定よりもお金がかかってました、では何でかかったんだろう、ではどういうことを直せばお金がかからなくなるんだと。だけど、それによって弊害が出ちゃうんで、その弊害はどうやって直していくのと、こういうふうにはやっていかないと何にも生まない。それをきったときに、いいの悪いのという、成果が出てないよとやっていたら、全然行かないよね。よく会社ではPDCAを回して、プランをつくったからずっとやってても、またもとに戻るんだよとあって、これをやっていかないと苦労するだけだと思います。

久塚座長 そうした際に、協働事業チェックシート、NPO用と事業者側用の、NPO側用の、例えば今の伊藤さんの発言でいくと、NPO側の書き込むことの中にそういうことを入れ込むことが求められることになるんですか。

伊藤委員 それとあともう一つは、事業者側としてもそうだし、NPO側も両方の合意をとっているんだから、それが一つの目標として、お互いに持っている共通目標として持てばいい話で、そこに合意の内容を50人なら50人だとか、それはもう全部、それ以外のものは合意して始まっていくわけだし、そこがないと、今やっているように、私たちはいいんじゃない、行政のほうというか、そっちのほうは自分たちのもくろみと全然違うよとなっちゃうから、それも最初のスタート時点ですべてのことを取り決めておかないと、絶対にうまくいかないと思いますね。

そうなると、スタート時点でのそういう事柄を、具体的な目標とか事業の達成の度合いをはかるようなことができるというものが、必要だという、年度計画的に3年なら3年で完成させるんなら、その3年間のものをどう見ていくんだとか、1年は立ち上げだからまず

は活動をしていかないから、この辺の計画だとか、次の年はこうだとか、やっと最終目標というのが出ると。

これから先、ずっと継続して動いていくに当たっては、広い意味での契約みたいな話になっていくでしょうから、そのときにどういうことを何年間でどうするという事業を、相互が協働の事業で1個のことを、こちら側、こちら側でどう達成していくんだということがはっきり見えることを、今回は、まだこの1～2年は仕方ないと思いますけれども、これからはつくっていく必要があるだろうと、そうやって初めて協働事業と呼べるのかなと思うんですけれどもね。

小原委員 そうすると、評価書の中にどこかそういう目標設定を協働で作りましたかという項目があったほうがいいんじゃないでしょうか。

久塚委員 評価書もそうだし、今度は協働のあり方も大前提で、募集して、そのまままほこっと乗っかるというようなことはこれからだんだんなくなってくるだろうという話になるのではないかなと思いますね。だから、随分水準が高いことになっていくんだろうということで、宇都木さんは何か一言ありますか。

宇都木委員 そうですね。かみ合うかどうかはわからないのですけれども、これがどういうふうにこれから使われるのかは定かでないからなんですけれども。

久塚委員 評価書？

宇都木委員 私は、もう少し議論しておけばよかったなと思うのは、中では議論されてるでしょうけど、そもそも協働事業というのは、どういうものが協働事業になるのかという議論と区民の側が求める、参画とか協働というものと、そのすり合わせというか違いというか、違いがあっても何でもいいんですけれども、そこがわかるようにしないと、どうもかみ合っていないんじゃないかと。

それからもう一つは、その事業内容そのものにより行政の政策として、これはぜひやりたいという選択があるよね。でも、これは事業内容で協働したいというものよりも、その優先順位よりも、政策選択としてこの事業を協働にしようという、その関係が出てくると思うんですよ。

だから、協働事業のあり方、選び方という議論は、我々の議論じゃないかもしれないけれども、でも評価するときには、やっぱり何でこれが協働事業になったのかというところを評価しないと、出てきた現象がよかったのか悪かったのかだけでは、やっているほうがかわいそうだよ。多分、そういうことですね。

不一致の一致というのがあるんですよ。一致しなくても、一致しないことを認めて、でも出てやるよという、そういうのがあるんですよ、事業によっては。市民が何を優先するかといたら、自分たちのそういう事業に参加することを優先してしまえば、ある意味で妥協して、不一致の一致で事業に飛び込んでしまう。そういうことがこれから起きてくるんだらうから、その協働事業というのは、つまり何かというのが、抽象的で言うけど、この事業が協働事業として、今の段階でどこまでふさわしかったのかとかいうか、適切だったのかとかいうのは、適切というのちょっときついかもしれないけど、市民の求めるものと行政の求めるものとの関係において、そういうところが少し議論があったほうがいいし、そういうことを評価する側に伝わらないと、多分一方通行になっちゃうんじゃないかなという気がしますよね。

鈴木委員 伊藤委員、宇都木委員のおっしゃることと全く私も同感です。こういうことは、いつも簡単な事例を頭で考えながら、こういう難しいことを考える癖があるんですけども、何か企業さんとかでもコラボとかあるわけじゃないですか。何か昔、ちょっと前だったら、ボスの缶コーヒーに富士フィルムかなんかが、コラボで、何か布袋さんがどこか出てきて、実際何か、あれは一つの商品に対してお互いがそのとき契約がとれたから一緒にコマーシャルしましょうということになったんだと思うんですけどもね。

ただ、会社が仲がいいかどうかというのはわからないですけども、そうじゃないかもしれないけれども、そのときたまたまそういうふうに行えることの中からやるという、それが市民の協働という場合も同じなんじゃないかなと思っていて、区の子育て支援というものが区政の中でどういうふうにしたいと思っていて、その中でどういう課題があって、その中でどういう事業をNPOに依頼してほしいという、そういう組み立てがある中で。

それで、NPOのほうも、もちろんそれはそれで、当初からの目標というのは当然あるべきなので、その中で、普段は区とどういうふうな関係かとかいうのは別としても、そのプロジェクトに対して、その事業に対して、これだったら一緒にうちの力が使えるから、では一緒にやろうかということになった時点で、それは協働だと思うので、そういうふうにしていかないと。

多分、これは、若干でも税金とかでやっているわけですから、区民に対して評価ということで、今後、委員会から出したときに、何で一体これが協働の事例だったのかというのが、やっぱりちょっと疑問に感じられてしまうようだと、ちょっとお互いにとって不幸だと思うし、この事業課のほうとNPOだけの評価シートという形で見ると、二者間で協働が終

始してしまっているように感じるので、そこで終始してしまっていると、ふだんは全然協働ではなくて、単なるアウトソーシングとか下請とか、そういうものでしかないと思うので、その辺を、大前提のところは、まずないと、ちょっとこれだと、という気はしますね。

芦沢委員 鈴木委員が最初のときにおっしゃってましたが、行政さんが、今回の場合にも協働しましょうという募集をかけたときの時点で、やはり、先ほどから出ている、子育ての政策としてこういう部分を担ってくださるNPOさん、この指とまれというふうに言われて、それにゆったりーのさんたちの仲間が、それだったら私たちはこういうことをできませんと言って出して始まったということであるのが、一番協働としてのスタートのいい形なんじゃないかなと思うんですけども。やはり、今回、行政さんは初めてのことで、いろいろと無理があったというふうに、この間、区の方もおっしゃっていたと思うんですけども、やはりそういう視点を、まず行政さん側が持っていただくことはとても大事なと、私も最初に思っていたところですので、そういったことはこの評価表にもあらわれるような評価が、何か項目みたいなのもあっていいのかなという気がしまして、ちょっとそれぞれの評価表の中に、私もちょっとコメントでつくったときに書かせていただいたのも、この協働事業はどの段階から始めましたかというのが最初の設問だったんですが、開始段階から協働を前提として始まりましたかと私は入れてほしいということをコメントに書きました覚えがあるのでんですけども、そこら辺のところは、やはり最初に行政段階で出すときに、どういうふうにして協働したいのかみたいなことがある程度政策の中にあって出てくるということはとても大事なと思いますので、その辺のことが最初からあったのかなかったのかみたいな、ちょっと設問がどういうふうなのがいいかはわからないんですけども、そんな設問も入ったほうがそういうところが明らかになるのかなという気がしました。

久塚座長 ありがとうございます。

今の事柄はスタートについたばかりであるということと、もう一つはこれは第2の議題にも関係してきて、あとでもうちょっと検討する今日の議事がありますけれども、これから先、事業を、行政の側だけがこの指とまれ方式じゃなくて、NPO側からこういう事業はどうだというふうに提案してくるようなことが起こると、今度は反対からの事柄が起こってくるので、ということが、多分将来的にはあるだろうと。

ただ、本年度の段階でいうと、小原さんのところにモデル事業になってもらって、それをたたき台にした中で、この評価書の形をもう一回少し見ようということになっているので、

小原さんにはちょっと耳が痛いというか、聞いてて自分たちがやってることがどうこうと聞こえるところもあるかもしれないけれども、そういうことじゃありませんので。言えば言うだけ、そういうことに聞こえるかもしれませんが。

結局、これは、さらに進めていくためには、評価書自体がどうであったのかということと、各委員から出た意見をまとめて、これを一つのモデルとして使ったわけですから、ペタで1についてはこうであった2についてはこうであったという併記をするような形でまとめ上げることは、あんまりいいまとめ方じゃないので、この事業評価書を出してくださった委員の方たちの1番から13番までをまとめて、本年度のこの委員会の一つの報告書の中に入れ込んでいく必要がある事柄なんですね。モデルとしてこれを使っています。それで評価書をつくってみました。両方の事業者は、NPO側に聞いてみました。そして、このような協働という軸で、このような質問を立ててやってみました。

諮問項目自体にも、どういう問題点があるとか課題があったということを踏まえて、1番から13番までをまとめ上げていかなければいけなければいけないので、質問項目が不十分な中でまとめ上げるということの辛さというのはやっぱりあるけれども、でもやらなければいけない。

それは、課題として、質問項目とこういう評価書のフォームがこうだったのでこういうことになったけれどもという、あとがきになるのかもしれませんが、いずれにしても、このそれぞれを、このままホッチキスどめで出すわけにはいかないので、一本にする必要があるということですが、まとめる方法につきまして、きょう4人の委員の方から見て、どうもこれが、1番から見ると不十分であるということのチェックがあったけれども、宇都木さんと1番については適切であるということで、鈴木さんなどは違うと……。チェックを入れた箇所についても、それと、四角の中の評価についてもそれぞれあるというのが、13番で続いて出てきます。これをどう一本にまとめようかというのが、割に急がれる作業ということになるんですね。事務局、補足はありますか。

事務局 今回のこの委員会の中でまとめて、これをどうやって使われていくのかというところをちょっとお話しさせていただきますと、まずこちらのほうのシートにつきまして、あくまでも今回、協働の事業評価制度の提言をこの委員会で作っていたということの大前提にしています。したがって、その提言についてくる付属資料的な意味合いで、このシートを一緒に出していきたいというふうに考えてます。

その中で、今回、一番初めとして、「ゆったりーの」さんの事業を皆さんに評価していた

だいているわけですがけれども、年度内にもう一つないし二つの事業について、一応シートをつくる中で、あるシートの一定のつくり方。やはり、事業が変わると、そのシートの中身が若干動いてくると思いますので、そういったあと一つないし二つの事業をやる中で、共通のシート化を図るといふか、各事業において一つのシートで評価できるようなものをつくっていただく。

提言という表書きがあって、どういう協働事業に関する評価のあり方が必要なのかということはこの委員会で提言という形でまとめて、その付属資料として、これらのシートと一緒に添付していきたいというふうに事務局では考えています。

以上です。

久塚座長 補足すると、提出された意見はそのままの形じゃなくて、形を変えて、これをまた、例えば1番については重要度A、多くの者がAをつけ、適切であるにつけ、そしてコメントについてはこういうものがあったという、まずは事実を書いて。ただ、協働事業開始段階についてという評価書であったので、これはこういうふうなことであったのかもしれないとかさらにこうしなければいけないという形になるんですか、それとも、またちょっと違うんですか。

事務局 一応、こちらの評価書については、委員会で一つにまとめた評価書という形で、中にはコメントなど、いろいろ入ってくると思いますが、ただこの委員会で評価書については一本化していただきたいと考えてます。

久塚座長 あくまで、その提言の付属資料で。そうすると、前書きのところ、これは協働事業のモデルとなっている「ゆったりーの」の事業がどうこうであるということではないということはある程度書かないと、協働の事業自身が評価の対象になっているというか、ここで1年ぐらい前に考えて、協働というのをやってみようということがどう動いているのかということに使われるということなんですよ。

宇都木委員 意見が後からあっていいと思うんですよ。だから、無理に、何もすぐにまとめるんじゃないで、評価についても、私みたいに適切であるといったほうが、後でいろいろ意見が出しやすいから適切であると言っておいたほうがいいんで、不適切だなんて言ったら、どこが不適切なのかと言われるよりも、適切といいつつ、文句を言ったほうがいいと思うから。図々しい横着な考え方もあるから。

だけど、ほかにもこういうのは出てくるでしょうけれども、今度もこういう一つの項目に二つの意見がありましたとか、これは一つになりましたとか、これはこれでお聞きまし

たとかという、そういうまとめでも、僕は差し支えないんじゃないかと思うんですよ。あんまり無理に、何が何でも一つにまとめるなんていうことをしなくてもいいんで、価値観がそんなに素直に一つになるなんていうことにはならないんじゃないかと、いろいろのそれぞれの立場で議論してみると。

だから、こういう項目にはこういう幾つかの意見が出てるんだというのが、中でわかればいいと思うんですよ。

久塚座長 大変貴重でありがたいし、まさにそうだろうなどは私は思うんですが、まとめるにしても、じゃあこれは入らないのかとか、何で削るのかとかいうようなことを、そんなに強く議論はないかもしれませんが、出た意見をできるだけ吸い上げていくということは、これはまず付属資料としてということであれば、そちらのほうがいいのかと思います、ほかに委員の方、いかがですか。

伊藤委員 多分、この評価シートが、今「ゆったりーの」さんで使ったけれども、ほかの協働事業に対しても、使えるんだと思うけれども、寺尾さんが言ったように、ある一つの事例で持ってきてやったときに、また同じような、例えば評価するのに一番重要なところがここに抜けているのかどうかと、そういうことが出てくるかもわからないし、評価が不可能ということはないと思いますけれども、やってみると、やはりこの書き方、例えば次はスタート時点でどうでしたとか、そんなほうがいいのか、例えばどこどこどこは確実にスタート時点で確実に決められてますかとか、そうせざるを得ないのかなという気もするんですね。

久塚座長 そうすると、評価書を見直すための伊藤委員からの今のよう、これから先、評価書自体の構成というのがどうなるのか、今後もどうなるのかと。NPOによって変えるのか、あるいはほとんど通用しそうなものだったらどうなるんだという、先の課題があるわけですね。

それと同時に、先ほどのところにもう一度戻るとすると、その報告書をこの委員会でつくる際の付属資料の部分としての、「ゆったりーの」に対しての協働事業評価書の一本化というのは、それぞれの委員の方からの提出された評価書を、必ずしも順番はどうなるかはわかりませんが、足し算するような形でまとめ上げる方策をベースとしてよろしいでしょうか。

では、あとは、適切な方法であるとか公開がどうで非公開が何とかかんとかというのは、これはこういうものが多かったとか少なかったという数になじまない。5人なので、これ

もこれは足して平均を出すというものになじまないんだけど、何が幾つで何が幾つという形になりますかね。ちょっと考えさせてもらっていいですか。明日つくるわけじゃないので、これもちょっと考えさせてください。

事務局、補足はありますか。

事務局 今の座長の意見で結構です。本日、お手元に広報紙をお配りさせていただきました。これは、今の話とちょっと絡んでいたのが資料として提示しました。これは明日、発行される広報紙です。今、広報に、取りに行ってもらったんですけども、これは今、新宿区で行っている行政評価、2ページ目になりますが、当然、これがすべての事業じゃなくて、ほんの一部の事業の抜粋なんですね。これは、あくまでも協働という視点ではなくて、こちらに書いてありますけれども、もう少し幅広い視点でのとらえた行政評価ということになってますが、この中にたまたま私どものボランティア、NPOとの協働推進の項目も上がってますが、最終的には、協働の評価につきましても、何らかの形でそれを区民が見たときに、その事業がどう評価されたのかということがわかるということが大事ではないかなというふうに私は思っています。ですから、そういったことをどうやって区民の方に知らせるべきなのか、そういったところも、ぜひ皆さんのお知恵を拝借したいというふうに考えてます。

以上です。

久塚座長 私たちは、この中でどういう立場になるかというのは非常に微妙で、見られて、また見てみたい話になりますので、これは今の国の制度でもだし、大学に国の予算などで特定のところに大きなお金が来たときに、5年計画でやってるけれども、ABCということで、例のと全く同じで、非常に重要なことだと思います。

次に、もう一つ、今日はまとめていきたいというか、ご検討いただきたい議題があります。それは、協働事業提案制度についてなんですけれども、これについて、資料3を使うことになりますが、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

事務局 今回、支援会議において、協働事業提案制度につきましてもご検討いただきたいというふうに思ってます。

お手元にお配りしました資料3のほうなんですけれども、一応こちらのほうは、既に実施している各自治体の事業提案制度のうち主立ったものを、五つの自治体を挙げてありますけれども、これは、各項目ごとに書き出したものです。

個々の内容につきましては、後ほど見ていただきたいんですけども、一応この中で横

浜市と千代田区と葛飾区の3つにつきましては、実際に自治体にお邪魔しまして、担当者のお話を聞かせていただきました。

主立った各自治体の特徴的なところだけ、私のほうで簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、柏市についてですが、直接行ってないんですけども、柏市の事業提案制度の中で一つ特徴というところとしましては、対象事業の経費について、委託料相当額を提案する団体の年間総収入の4分の3以内という形で、その委託については、団体ごとにある程度変わるような上限設定をしているというところが一つ特徴的かなと思います。

柏市は、17年度、今年から新たに始めた制度です。

それから、次に横浜市なんですが、これは実際に自治体にお邪魔しました。こちらのほうは、一応17年から19年まで3カ年、モデル事業として実施しているということと、それから横浜市の特徴的な部分としましては、一定の予算枠をあらかじめ確保しているというところが特徴でございます。

一応、横浜市の場合については、一事業500万円までで、10企業、これについて、横浜市さんは大きいものですから、要するに金額で言うと5,000万円まではこの事業提案制度の経費として確保しているということです。

横浜市さんについては、16年度から開始されている制度です。

続きまして、千代田区なんですが、千代田区は、この制度自体が一番早くて、14年度から開始しております。

千代田区の場合については、事業額等の定めがありませんが、一応翌年度に予算化して、提案事業の実施を行うということです。

あと、千代田区の場合につきましては、具体的な審査機関がありません。ただ、NPOの専門の学識の方が1名いらして、その提案内容についてコメントを付して、あとは事業課に流すという仕組みです。

ただし、一応公開プレゼンは実施してまして、そこでは点数化するとか、何らかの評価をすることではなくて、主管課との質疑応答というものをメインにして公開プレゼンを行っているということでした。

続きまして、杉並区につきましても、今年17年度から実施しております。

杉並区の一つの特徴というようなこととしましては、提案が審査で選考された段階で、それが事業化するか否かは別にして、一定の報償金を支出する制度がある。具体的には、

30万を上限として支出しているということでしたが、その辺が杉並区の、一つ特徴的なところですよ。

それから、最後、葛飾区になりますけれども、葛飾区も、今年度新たに始めた制度です。

葛飾区の一つ特徴的なこととしましては、その提案事業内容が2通りに分かれてまして、一つは自治体がテーマを設定して、そのテーマの事業を公募するという枠、そういう枠組みと、あとNPO等からの自由な提案ということで、自由な提案を公募するというので、二つの枠を設けて募集しているということが葛飾区の特徴と言えるところですよ。

一応この一覧につきましては以上です。

それと、資料4のほうで、以上のことを踏まえて、では事業提案制度を実施するにあたりどういう項目を検討しなきゃいけないかということ、これは事務局案ということで1から12を挙げさせていただきましたが、当然これ以外にいろいろ検討しなきゃいけない課題というのは出てくると思いますので、それについては項目をその都度、追加していきたいと思います。

1番目の制度の導入目的のところにつきましては、新宿区が16年度に策定しました協働推進計画の中ではどう言われているかということだけコメントとして付記しておきました。

事務局からは以上です。

久塚座長 まず、この事業提案制度の五つのケースについて、網かけの項目ごとにどうということになっているのかということ、事務局のほうでヒアリングに行ったりして、取り寄せるという形でまとめていただいて、それは説明していただいたとおりです。

この制度のあり方について、まずご意見をいただいて、もう一つは、1番から12番までですが、事業提案制度検討項目一覧という、その項目はプラスアルファ、あるいは変える必要があるんじゃないだろうか。事業提案ということであれば、検討項目にもさらにこういうことは必要になるのではないだろうかというふうなご意見をいただくという、その二本立てで進めさせていただきたいと思います。

そして、この事業提案制度自体ですけれども、そのあり方についてご自由にご意見をいただければと思いますが、まさに協働というものの、今後にかかわる問題ですので、葛飾区の場合には2本に大きく分かれていて、一つは行政の側が幾つか提示をしている。それから、今度はNPOのほうから自由に設定をするような形で応募するというようなものもありますよということなんですけれども、協働という大きな考え方をベースにしたときに、

この制度のあり方自体についてどういうふうにか考えるかという基本的な考え方なんですけれども、ご意見があればご自由に。

伊藤委員 この今の5の事例を見ていると、この事業提案を出してくる先、大体、市民公益活動団体というのがあって、それから企業等というのは横浜だけなんですけど、あとはNPOというのがあるんで、そこら辺は一番どこを対象にして、それを受け入れていくのか、事業提案として受けるのか、そこが決まらないとかなり難しいかなと。新宿区としてはどうしていくかと。

久塚座長 受け入れていく相手方になるところが、全く広く開かれているのか、特定のところを受け入れる形でねらっているのかということですけども、これはどういうふうにすると決まったんですか。

事務局 今のところ、具体的にどの範囲でなくてはいけないという考えはないです。それも含めて、ぜひ皆さんに意見交換をしていただきたいと思います。

久塚座長 ほかに。

伊藤さんは、今のあれだと広くということなんですか。

伊藤委員 別に今、考えはないです。ただ、それは最初に取り決めをちょっとしておかないといけないというのであるということと、この間の話の中では、企業という話もたしか出てたんですよ。

事務局 現在においては、特にその枠組みというのは、区では設定しておりませんので、幅広く企業も含んだ形で考えられる部分もあると考えています。

久塚座長 いずれにしても、そこがあやふやだと收拾がつかない可能性もあるというか、何事もなければいいんだけど、突然のときに何か起こることもあるかもしれませんので、全部何でもいいのであれば、それでわかるようにというような形を。結論はいずれになるにしても、明確化しておく必要があるんだと。

ほかにご意見はありませんか。

宇都木委員 これは後の評価にもかかわることですから、ちゃんとしておいたほうがいいと思うんですけども、私は、多分新宿区は、新宿区のまちづくり政策の柱として、市民との協働事業の皆さんの提案事業というふうな考え方じゃないかなということと仄聞しますけれども、何でもいいということになると、例えば極端なことを言えば、この地域を一画、新しいまちにしましょうと、今の地震を含めて危ないから、町家は全部取り壊して高層住宅にして、みんなそこに入ってもらうようにしようという提案が、仮に不動産開発

企業から出たときに、それも検討の対象にするのかという議論ですよ。

それは気をつけないと、そういうのはだめなんだよということで、だめなんだよというふうに最初からいかないとだめなので。だから、そこは区の政策が、どういう政策を実現するために、この協働事業というのは、事業提案制度というものを取り入れるというか、導入するのかということは、やっぱり補完しておいたほうがいいのではないかと。つまり、同床異夢でやっちゃうと、そんなのはみんなわかっていたことだよという話じゃ困るんで、かなりそこに位置づけというのはきちんとしておかないと、後で問題になっちゃうかなと思うんですよ。

あり得ることなんですよ、そういうのは。これからのまちづくりは、防災対策まちづくり、安心のまちづくりなんていうのは、福祉マンションじゃないけれども、そういうことはあり得ることなんですよ。

それで、例えば200戸建てのマンションに、50戸だけは福祉マンションで、高齢者を地元の人たちを優先して入れましょう、そこにはちゃんとヘルパー住まわせて、1部屋をあけてデイサービスもできるようにして、それで消息確認を朝晩やって、病院長さんとお互いにつないでなんていうことを、もっともらしいまちづくりで、やはり開発しましょうといったときに、賛成する人は必ずいますよ。それは地域市民は。だから、そういうのはだめならだめ、いいならいいと……。何であの人たちが、企業と利益獲得に手を貸してるんじゃないかなと言われてもしゃくだから、どちらを選ぶかによってそれが違っちゃうわけですけども。だから、その位置づけは、ある程度は区の側としての指針みたいなものがあって、それを具体化するためにどういう協働提案の方法がいいかというふうにしたほうが、それは市民には説得力があるんじゃないかなという気もしますけれどもね。この委員会にふさわしいんじゃないかと、私はそういう気がしますが。

事務局 今の企業について、そういったものもあるんじゃないかというお話だったんですけども、その辺につきましては、その対象者を、企業を外すことで縛っていくのか、あるいはその目的で縛っていくのか、2通りに考えられると思います。

ただ、区としても何でもいいよということではなくて、当然その地域の課題の解決に向かっていくものということを大前提としてますので。それも、先ほど言われたように、大きくくくるとか、そういうふうなスタンスにとられる場合もあるかもしれませんが、それは企業というものを排除した形でもう対象者を絞っていくのか目的で縛っていくのか、その辺はご意見をいただければと思ってます。

久塚座長 その点については、制度の目的を、その方法とかで縛りがうまくきくとすれば、かなりきつい表現にならないとそれはきかないんで、ぼんやりとしていると、宇都木委員の先ほどの発言をお借りすると、でっかいマンションを建てて、その1階部分のある部分だけを協働事業に使うような形の要求が出てくると、抱き合わせで大きなことに加担するということにもなりかねない。ただ、それがいいか悪いかというようなことで、空想でお話しすることもできないんですが、そういうことが審査できるといいますか、何らかの委員会で出てきたものをきちんと審査できるような仕組みが当然必要になってくるということですが、今ここで応募の資格を決めるという話ではないんですね。まだ総合的なご意見ということですけども、ほかにございますか。

伊藤さんは、事業所というか、そういう企業が入るかどうかということについては、今のところはご意見は、特にどちらでも……。

伊藤委員 企業が入るといって、それをやってない限りは。ただ、企業は自分のところの定款の中にそういうものがないとできないし、そういうものであるとすると、建物に關すると、建築会社ということが出てくると思うんです。自分の本業のところ。だから、あまり企業というのはよくないんじゃないかなと思うんだけど、定款を変えればできるという話もあるけれどね。

宇都木委員 だから、企業は難しいような気がするんだよね。

それは、多分どこでもそうだろうけれども、市民活動というか公共部門を担う市民活動の場合の提案とか、何かある意味でフレームワークみたいな、応募する条件を制限しているのは、多分そういうものを……。

伊藤委員 市民の生活に直結するとかね。

宇都木委員 協働事業と言うという、それでこういうのを提案制度だという、そういうのを、多分どこでも市民との協働という場合にそういうふうにみんなつけているんじゃないかなと。

久塚座長 大阪に、似たような制度がありますよね。

鈴木委員 さっき出た目的と資格のほうと、両方で書いておくことになるだろうなと思いますし、この事業提案制度というのは、そもそもやろうかなと考えられた背景というのは、そのNPOとの協働というのがあると思うので、その辺は、書こうと思えば書ける部分じゃないかと思います。

あと、一点、前年度の助成金でしたか、支援制度、登録しているNPO法人が対象とい

うことで、始まったころは私は市民じゃなかったんですが、やや限られている感じのイメージがあるので、NPO法人に限るのか任意団体まで入れるのか、その辺の議論があると思いますし、この事前に登録させるというのは、ちょっとこの場合にはあり得ないかなとは思っています。

久塚座長 はい、ありがとうございました。

そうすると、例えば横浜市の応募資格、これがいいかどうかは別として、非常に幅が広い、町内会でも入って、「企業等」と書いてるんですが、「横浜市内に事業所及び活動場所を有する団体」、それで「次の要件を満たす団体、個人は対象外」ということで、「次の要件を満たす団体、個人は対象外」……。

事務局 ちょっと違います。「団体」で一回切れてますね。個人のみが対象外。

宇都木委員 個人のみは対象にしないよ、こういう場合は。

久塚座長 そうすると、「規則があること」、「予算、決算を適正に行っていること」、要件を満たす団体と、次の要件を満たしていればいいということですね。5人以上じゃないとだめで、規則、約款のようなものがあると、予算・決算があって、原則1年以上と。これはかなり緩いですね。審査のときに、かなり……。

宇都木委員 事業分野を入れてるんじゃないですか。

久塚座長 事業でかなり公益的、社会貢献的企業でという案が、どこかで、中で縛ってくるんですよ。実際、審査のときにいろんなものを持ってるんですけども、そういうふうにNPOだけなのか町内会も入ってくるのかというのは、自治会なるとどうなのかというような議論があると思いますけれども。

宇都木委員 ただ、事業ができるところじゃなきゃ、募集してこないんだろうけど。

久塚座長 あとは、ヒアリングに行ったり、資料をもらったりする中で、この見開きの「担当セクション・人員」というところからのグレーのところがありますよね。これは、それぞれの自治体でこのような項目を必ずしもつくっていないので、事務局のほうで柱立てをして、左側の項目を付して、それに見合うものを四角の中に落とし込んでいったという形になってますが、それに大体一致するような形で、「担当セクション・人員」というのは、新宿区の場合もその点を書いてないのですが、1番から12番までのものがA4の1枚にほぼ対応するような形であるということになります。

ある制度というか、これは事業提案の制度について、こういう切り口で見たよということなんですが、皆さん方、各委員は、ここはどうなっているのというのは、それぞれの自

治体についてあれば、重ねて質問をしていただければと思うんですね。この事業実施後の流れまでという項目で紹介されているんですが、それ以外にお知りになりたいことというのはありますか。「制度の目的、応募方法、審査、提案から実施までの流れ、予算、実施事業で、その他、特色など、庁内体制、事業実施後の流れ」ということで紹介されますが。

宇都木委員 アイデアを応募する人たちと、実施を受け持つ人たちと、多分事業によって分かれてると思うんです。アイデアはあるんだけど、やれる体制はないと、今後こういうのが出てくるんじゃないですか。市民事業ですから。必ずしも体制があるわけじゃなくて、そういうことをみんなで議論したら、こういうのもあったらいいね、あったほうがいいねという、じゃあ同じくやってみようと、区民会議でいろいろと。だけど、それをどこがやるのといったら、それはまた別のところを考えなきゃいけないというのがありますよね。

久塚座長 そうすると、提案型で、まさに提案だけだけど、それを区なら区が吸い上げて、区の事業としてもっともふさわしいものにつくり上げるというような話のものと、事業主体としての町内会だったりNPOが提案をし、うちがそれを受け持ちますよという形のものがあるんじゃないかと。

宇都木委員 むしろ、そういうのも取り入れていかないと、市民を鍛えていくというか、市民が考えていくことにならないから、できるところしかできないという、限られてとなると、市民参加なんてものすごく幅が狭まってしまうから。そこはそういうふうに考えて。

久塚座長 だとすると、自由提案制度というのを大きく見ると、二つに分けて。

宇都木委員 目的みたいなところで、ちゃんとそれははっきりしたらいいんじゃないでしょうか。

久塚座長 では、提案型だけみたいなものも、別に。

宇都木委員 いいんじゃないですかね。

伊藤委員 その提案をどこかに乗っけて、それを遂行するところを募集しますという制度の方法ですね。そういうような方法を含めて。

宇都木委員 つまり、市民参加とか協働というのはものすごく幅広く考えないと。市民を育てることにならないんじゃないかというふうに思うんです。それこそ株式会社が一番いいということになっちゃう、みんな議論できちゃうから、全部。でも、それでは協働じゃないんで、市民が考えて、市民が実施すると。どこまで実行できるかは別にしても。そ

のときに企業と市民団体が一緒になってプロジェクトをつくってやるということは、いわゆる指定管理者みたいにもできるんですけど、アイデアだとかというのは、提案だとかというのは広く求めないと、この制度が生きてこないんじゃないかと、私は思います。

久塚座長 そうすると、これについては区分が要りますね。

伊藤委員 新宿区としてはどうするんだとか、そんな内容は別に提案したことは全部遂行しないといけないということもないし……。

事務局 一応、この中では、アイデアだけで、別途そういう公募をしているのは杉並区だけです。多分、私の記憶によると、その提案のみをもって自治体が一定の報酬を与えているというのは、杉並区ぐらいしか聞いたことはないんですが、どこかありますでしょうか。

鈴木委員 その協働事業の提案のやり方で、さっき寺尾さんからご説明があったように、二つ大きく分けて種類があって、自治体があらかじめテーマを決めておいて、そこに公募していただくという形で、NPOの人に手を挙げてもらうというパターンと、NPOのほうから自由に発想をして区のほうに提案していくというパターンとあって、それはどっちも、多分メリットとデメリットがあるし、あと予算の決め方とかによってもすごく……。後者のNPOから提案を受けてやる場合というのは、かなりスパンを持って企画していかないと、単年度予算でやれるようなものではないと思うので、NPOが担当課との、ほかのセクションとどう協働できるかということも含めて設計していかないと、アイデアがこの委員会でも評価できないので、ちょっとここは多分考えなきゃいけないと思います。

自治体がテーマを決めて公募してもらうタイプというのは、やり方を、もしつまらないものになっちゃうとすると、単なる自治体が出している助成金みたいなものになりがちなんですよ。こういうテーマでこういうふうに公募しますのでということで、プロポーザルを書いてもらって、そこで審査してという、ありがちな助成金の仕組みと同じになりがちなので、そこを一步飛び越えるというところで、NPOから自由に発想してもらうということが、今でき始めているところだと思うんですが、もしそれをやるとすると、NPOの人というのは本当に自由な発想でいるんなことを考えるので。

昔、ちょっと千葉のほうでもあったんですけども、ある山で環境をよくしようと。ホタルが飛ぶまちにしたいんだと思ったと。ホタルが飛べるようにしたいんだという提案を持ってきたんですよ。そうしたら、環境関係の担当課がありますよね。そこの人たちにとっては、そこというのは従来の虫とかいて、もしホタルがいるとそれが殺されちゃうんで

すよね。そうすると困るんだとかいうことは、そのNPOの人はそれを聞いてみないと分からなかったかもしれないし、それを聞いた上で、じゃあでもこういう場所にしたいんだよねというところで、この同じテーブルについてNPOが話し合えると、それはそれですごくいいプロセスだと思うんですけども、そういう仕組みをどうやってつくっていくかということが大事なので、この安易に、こんな制度を始めちゃおうというよりは、そのプロセスをきちんとつくっていかないと、せっかくのものがうまくできないと思います。

久塚座長 そうなると、制度について、検討項目のところ、提案から事業実施の流れの中のプロセスに、先ほど言った従来から住んでいるものたちの生活がどうなるのかというようなところ、発見というか、気がつかなかつたら、そのまんまホテルが住むような場所づくりで環境ががらっと変わっちゃうかもしれないので、その事業を行うところとか事業を行うことがどういうふうなことなのかということについて、広く利害関係を持っているとか、近所のわかっている人たちに意見を聞くようなことというのは絶対必要だということですね。

それから、行政が提案するというか、区側が提案するもののほうに、先ほど提案型だけを、そちらから吸い上げるのか、もう一方、NPOからの提案型の中にも、当然のように提案だけで、実施できないけれども、そういう提案をするようなNPOというの、もしかしたら登場するかもしれないので、そういうこと、両方からの流れが当然あり得るんですね。

ただ、行政の側からのこの指とまれというふうにしていくものも、役所がという形じゃなくて、できればこれから先は市民やNPOの要望にこたえた形での行政の側からの要望というか、事業で、NPOというふうになっていけば少しずつ変わっていくのかなと。

宇都木委員 今でも、実際には提案型は、結構あるんですよ。それは議会を通じて、みんなやってるんですよ。陳情だとか何だとかという。それはそれであるんだけど、それをもっと市民自体に広く、特定の人たちが提案しましたのではなくて、広くみんな、市民が考える、考えたまちづくりにしようという、だからこうすべきだと思うんです。

だから、それで自分たちができないという提案、こういうことをしてほしい、こういうまちだったらいいねということは、行政の政策として具体化していけばいいので、これは提案型だと思うんですよね。それから、自らが担っていこうというのも一つの方法だし。そこは、だから行政がこういうことに、例えば新宿御苑の周りをもっといろんなことをやりたいみたいな提案をされますかという、提案を聞いて、それで一緒にやっていくとい

うのもいいというか、そのテーマを行政が出して、これだけの予算をつけますと、だから何かアイデアを考えてくださいということだって一つのやり方でしょうし、そうでなくて市民がみずからのアイデアで提案するのもいいでしょうし、そういう二つの道もあってもいいんだと思うんですね。

やっている過程が大事だというのは、そのとおりで、だからそこを政策に採用する、採用されるまでの間の議論というのを、市民と行政との間の議論というのをどうするかという、それを実現する方法論みたいなものは、また一つこの中でいろいろ議論していただければいいんじゃないでしょうか。この流れというところで。

久塚座長 ほかに。

事業提案制度といっても、ワンパターンではないので、だれが先に手を挙げてどうこうするというのは、仮定だけれども、4パターンぐらい、あると……。

では、項目を含めて、今12番までなんですけれども。

宇都木委員 だから、1番はかなりはっきりしなければいけない。2番もはっきりしないんですね。3番は、かなりこれは幅があっていいでしょう。

久塚座長 まず、本日はこの中をどうするかということまではいかなくていいんですね。ですから、これが足りないとか、ただこういう項目をきっちり持っておかないと、制度がふにゃふにゃになってしまうので、性格をはっきりさせるために、今12番まで書いてることなんですけど……。

小原委員 質問というか、一つは、これは協働の事業の相手が区になるわけなので、区としては公共性とか、そういうことはとても大事じゃないですか。なので、一応公共性のあるものが選ばれているんだと思うんですけども、追加スタッフの要請とか、もらった場合の効果とかというのは、結構助成金とかでよくありがちなもので、区の事業提案とやられるのはもったいかなという、助成金とかでいっぱいとれるのかなというのがちょっとあります。

それから、今、区民会議に私は出ているんですけども、そちらのほうで、それは区の今後の10年間の流れとか方向性とかというのをすごくみんな真剣に話し合っていて。それで、その中でもうちょっとこうしたほうがいいとかという提案とかを、みんな一生懸命してるんですね。

これはこれでみんなが考えてるのに、またこの事業で斬新な、何か全然関係ないところからすごい、でもだれも思いつかなかったようなアイデアがポッと出てきて採用されたり

とかしていく、何かそっちの流れとの矛盾というか、そういうのがあってもいいんだけども。

やっぱり、そういう中で提案したけれども、先ほどおっしゃったように、アイデアはあるんだけどやり手がないとか行政だけでは、結局そこはもうちょっとこういうふうに柔軟したいんだけども、でもちょっと新宿区では今できないみたいなことでやれないことというのがたくさんあるので、何か今どうしたらいいというのはわからないんですけども、何かせっかくそちらも話し合っているんで、その区の大きな流れに合うものも念頭に入れてあげてほしいなというふうに思ったんですけども、その辺のことは何かお考えがあるんでしょうか。

事務局 今、区民会議のほうで、いろんな提案も絡めたような話だと思うんですけども、一応各部ごとに、その区民会議の提案された内容については受けとめる組織形態というのを、多分各部ごとに今、つくっているところだと思います。

ちなみに、私ども地域文化部では、協働参画PTということで、地域文化部の各担当課長が一つのプロジェクトチームをつくりまして、そこが区民会議で図られた意見を聞き入れる場所ということで考えていきたいと思いますということをやっています。ちょっと他部のことはわからないんですけども、多分それについても同じような形で考えられてるんじゃないかというふうに思います。

一応、私のほうの担当部署としては、第5分科会と第6分科会が地域文化部の所管ということになるんですけども、その情報については、定期的にそういう会議のほうに、私と第5分科会に参加している事務局のほうで流しております。ですから、そういった情報も踏まえた上で、当然この制度自体も考えていかなきゃいけないという認識はありますけれども、ただその基本的な部分については、この支援会議でその制度の基本的な部分というのは考えていただきたいと考えております。

宇都木委員 あんまり問題にならないよ。そんなに区民会議が、例えば消防活動とか、何とか祭りをやりましょうなんて、それを議論するわけじゃないから。……。

小原委員 そうなんですけれども、ただこういうふうにはやったらいいああいうふうにはやったらいいというのだと、全然採用されていけないので、その辺は区民会議に出ているメンバーも、ただ手弁当で話し合っているのに、何も採用されないのは嫌だということで、どうやったら具体化できるかというところを、すごく今はみんな一生懸命やってるんですね。なので、例えばアイデアだけの提案だけだったら、その区民会議のメンバーみたいの

も構成員として応募できるような形にしてあげるとか……。団体を通さないといけないということで、何かちょっとそういうようなところも入れつつ、その人たちがまたその議会が終わっても、継続的にそういうことをやって、すごくうまくいけば、区民会議の分科会が事業化しちゃうような、そんな可能性を持たせたらいいと……。

事務局 今、区民会議ということでお話をいただきましたけれども、区民会議は、要するに次期基本計画・基本構想、マスタープランの策定ということで、それが決まると解散になっちゃうんですね。ですから、区民会議というのは助成する機関ではないと。

もう一つ、今、地区協議会ということで、各出張所単位に、そういった課題解決の場ということを考えようという組織が今月から立ち上がってますので、例えば応募対象者の中では、今言った地区協議会というのも一つの担い手になるのかなというふうにはちょっと考えている部分もあります。

久塚座長 ここは区民会議じゃないのであれだけれども、区民会議で考えたことがどうなるのということもあるので、こっちのほうも少し心配してあげなければいけないような気がするんですが、このことで勝手に考えてくれということも要求項目の一つだろうとは思いますが、私もかつてやっていたということなんですがね。新宿の中でやることだから、勝手に考えさせて、何らかのボランティアで来てもらって、いろんな事を考えて、これで要求して事業化ができればいいねみたいなことが出ても、解散にはなるわ、採用されないわじゃ、これは一体何だというような話を描きますよね。

小原委員 そういうことだけではないです。ただ、こういうことが、進んでいるなら、それを念頭に置いて話せるなというふうにするんです。

久塚座長 だから、当然区民会議というふうには、ある一定のところの呼びかけがあるものだけじゃなしに、常日ごろから町内の寄り合いであったり、NPOというの、常にモニター、こういうことからしてアンテナを高く設けて、出たらすぐ飛び乗って行けるとい、主体的に区民として生きてる人が多いと思うんですね。

だから、ある特定のところがどうだこうだという話じゃなくて、これが出たらすぐというか、常に区の行政ということに対して、それに対応というか、体制づくりをしていくということは大事だろうなとは思いますがね。

ほかにありませんか。もう時間が近くなってきたけれども、芦沢さん、今日はちょっと回数が少ないようなんだけどね。

芦沢委員 このコメントにあることが、今行政さん側で意図しているという部分になる

んだらうということ、何回もここ読みかえしてたところなんですけれども、そういう意味では、要するにこれから考えていく施策やアイデアの募集という意味での提案制度というふうに考えるのであれば、広くいろんな人たちが提案して下さるような提案制度というのを基本的には考えればいいのかと思って、今いろいろ頭をめぐらしてみたいんですけれども。

そういう意味で、先ほどの区民会議やこれからできる地区協議会ですか、そういったところで住民の人たちが、これからまた地区協議会もかなりの人数が委員さんになってらっしゃるようですので、また分科会ができて、きっとそれぞれの課題に分かれて、いろいろそれを常設ということですから、いろんな課題がたくさん出てらっしゃるとは思うので、それを、やはり、今小原さんもおっしゃったような形で、皆さん手弁当で、それこそいろいろ議論をされてるといいうようになってくるんだらうと思うので、そういうところでもこんなこといいね、やりたいねと言ったときに、こういった提案制度の中に乗かって、なおかつ協働の助成事業なども使ってできるぐらいの、そういう形になるといいのかなというの、全体像としてはそんなイメージが描けるんですね。

ただ、そうなる、先ほどちょっと鈴木さんもおっしゃっていた助成制度なども、登録したNPO団体しか助成がもらえないなんていうことだと、そういう流れの中ではもう少し拡げていけなくちゃいけないのかなとかというところまで行くのかななんていうことも、ちょっとちらちら感じているところなんですけれども。

そういう意味では、本当に基本的には広くいろんな団体さんがあるけれども、提案できるような制度というのを、ここにおいて項目をそれぞれ考えていくことのほうがいいのかという気がします。

久塚座長 応募方法、ちょっと私の質問はあれなので、年に1回、予算化との関係で募集する期間、そういう形を念頭に置いてるんですが、大学入試もそうだけれども、AO入試みたいな形で、もう毎日あけていて、来れるならいつでも試験してあげるよという、入学の期日のほうは4パターンぐらいあるということになると、金額によるでしょうけれども、小さな事業提案で実際できるものであれば、7月からとか、例えば9月からとか、そういう話じゃない、規定どおりという、審査に乗かって、常時、要介護認定を月に1回するような話じゃないけれども、そういうようなことまで考えられるんですかね。

事務局 こちらも、今お話があった内容については、区のほうの予算枠をどういうふうにするかということとリンクしていくと思います。一般的に広くは募集があって、審査

があって助成団体が決定して、翌年度の予算に計上するという流れが、ほとんどの自治体の流れです。そうすると、逆算しますと、予算要求といいますと、ちょうど今の時期、これがタイムリミットになりますので、この時期までにその事業の提案した内容と、ある程度の金額まで詰めた形になってないと、来年度に実際に事業ができないということになります。したがって、そういう考え方でいくと、募集時期が限られた時期で、一定時期までに審査をして、事業も決定していかなければいけないという形になるのかと思います。

ただし、横浜市のように、事前にその枠の予算を確保しているということになれば、これはこの全部の金額を執行しなくても、特に問題はありませぬので、そういう枠を事前に確保できるようになれば、ある程度そういった融通がきいた助成の仕方とか、そういったものも考えられるかと思いますが、事前の、その予算の確保につきましては、これは非常に難しい、いろんなハードルがあるというふうには考えております。

ただし、個人的にいけば、できれば枠として設けていきたいという考えは個人的にはあります。

以上です。

伊藤委員 今のお話の中で、常に募集しておいて、例えばこ今年が終わったけれども、翌年度になりますけれども、それは受け付けることできないのか。常に受付をしておいて、審査をしていくわけ。だけど、今年には、来年には入りませぬよ、だけど審査していつて、再来年のでよろしいですねとか、そういうのをとるかからないか。

宇都木委員 だから、とらないと思うけれども

久塚座長 ストックしておくんですね。ずるい言い方をすれば、予算は計上しない、難しい言い方をすると、大体秋口で私たちの研究の、文科省の関係で、もう来週ぐらいに大学の中でまとめて出して、12月に精査されたものが1月か2月かにおりてきて、そして予算執行というか、実際に執行できるのは6月か7月になって、それで2～3年の研究だけど、1年目は半年ぐらいしかなくて、その期に決まった金額を全部使えとって、もう大変な海外出張をせざるを得ないみたいな、もうむちゃくちゃなことというのやっぱあるわけで、そんな使い方がひどいなと言うかもしれないけれども。だから、大学の中では、内示というような形で来たら、もう4月から自分の場で動いて結構ですと。自分の場というか、個人研究で。そして、もし本当に結論で、7月ぐらいにお金が来なかったら、それはごめんねという形になるというのが、そういうのも、それでいいなら自分の研究費で動いてくださいと。

だから、なぜそういうことを言ったかということ、常に門戸体制というのは、メリットとデメリットはあるでしょうけれども、決まった結論出すのが4月1日、どんぴしゃりで、はいはいという話にはならない。だけど、単年度事業とか単発事業じゃなくて、継続的に、そもそもNPOなり町内会の自治会なりの事業をやっているのであれば、常に回しているものに対して、一つの事業として名前をつけるけれども、全体の中でのことだからということであまりうまく執行できる部分もあるだろうしと、なかなか難しい。

事務局 もう一つ言わせていただくと、当然出された事業提案については審査が必要だと考えています。一応その審査を担う機関としては、ベースはこの支援会議で考えています。ということは、常に決定するということ、その都度で開催されるという……。

宇都木委員 そのときの行政の重点課題だとか、取り組むべき政策との関係というのは、かなり注文がつくと思うんですね。市民の中から出てきたものでやるというのは、ある意味じゃあ必要なかもしれないけれども、しかしそうは言っても予算に限りがあるので、今年の重点課題はこういうことでやりましょうと、そのほかのやつについては、例えば全部で10億だったら、1億はその他のテーマでやりましょうと、あとは自治体の政策実現のために10億は使いますよ、それでは自由に使ってくださいと、そういうことだ出てくるだろうから。

だから、ちょうどそのときに、今新宿区が何をやろうとしているのかということをはっきり示して、それで来年度の事業計画、こういうものを協働事業としてやりますということ、こういう委員会だったら、委員会できちんと説明してもらって議論して、それでその委員会としては、その場合にはどういう方法でやったほうがいいのかということも意見交換をしてやらないと、あまりにやらかくやっちゃうと、まず大事なところですよ。評価と云って、評価のしようもないものも出てきちゃったりするからという。

それだったら、適切でない事業が出てきちゃった、全部不可になっちゃうということだあってあるわけでしょう。だから、相当そのところは、それぞれの政策課題と、一方では市民との協働という新しい行政のあり方を追求するところの、その整合性みたいなものというのは、政策的にも考えないと具合悪いんですが、多分我々が心配しなくても、優秀な行政のほうで考えてるんだと思いますけれども、念頭に置く必要があるんじゃないでしょうか。

久塚座長 はい、ありがとうございました。

制度の目的の部分で、提言的なことを念頭に置いておいて、審査基準。そして、こちら

だけで審査基準や制度を持っていても、これは決して広がりを持たないので、公募をかける際に、それが応募しようと思っている人たちに、きちっと中身が通じるということが大事ですよ。これは何でもそうですけれども、審査基準の目的も明かされず、ただ出される。知らないところで基準があってというのは、これは一番ふさわしくないということだと思うんですけれどもね。

募集の時期などについても、結論と募集というのがどうなってるかというのは、この5団体について、制度を見ておいてください。

追加するというようなことのほかに、特別追加ということはありませんでしたけれども、区が行政としてどういうことをこれから先やろうとしているのか、あるいは区民会議でどういう議論がなされているのかということをもどの程度年頭に置いた形で考えるのかということも、多分課題になってくるんだろうなと思います。

よろしいですか。

もし、追加が、この12番以上、以外にこれをそれぞれ入れるべきであるということがお帰りになった後、もしありましたら、事務局のほうまでぜひ、今後については追加……。

では、その他に入っているいいですか。まだありますか。

事務局 それでは、一応こちらのほうの制度検討項目、追加の項目があれば、事務局のほうにご連絡いただきたいということと、基本的なベースとなる制度導入の目的、一応この推進計画のコメントという形で書かせていただいていますけれども、基本的には区としてはこういうスタンスで考えていますので、それについて皆様のご意見を伺いたいなと思っていますので、次回、これからまた次回の日程についてお話ししますけれども、それまでにこの制度の目的の部分についてはお考えいただきたいなというふうに思っています。

それから、もう1点。前に戻りますけれども、協働事業評価書、こちらのほうで、一応項目については、こういう形で挙げさせていただいていますけれども、以前いただいたように、NPO側、事業者側につきましてはその項目に対してのコメントをいただいていますので、もし何かそういった内容があるんでしたら、こちらのほうにその項目に関するコメントを入れて、事務局までお送りいただければ、次回の支援会議のときに、この評価書の中に各委員のコメントを付加した形で提示させていただきたいというふうに考えています。

以上です。

久塚座長 事業者側とNPO側の項目についてのコメントはいただいております。それと同じような要領で、評価書、協働事業としてどうだろうかという評価をしました。13

番までですが。それについての項目、再整理をして、どういうふうに最終的に、評価書自体についての評価と評価書一本にまとめるという作業が、報告書の、その後の資料の方面で、付属資料のほうで出てくるので、それは今日ご意見がなかったけれども、お宅に戻られて、こういうことをさらに考えていたんだなということがあれば、事務局ほうにお出しいただきたいということです。

そういうことでいいですね。

では、時間がちょっとすぎてしまいまして申しわけないんですが、次回の日程、その他はないですね。事務局、その他の項目のほうは。

事務局 あと、資料5で杉並区の資料をご提示させていただいてます。これは小原委員のほうから情報提供ということで、こちらのほうにメールで送っていただいた資料なんですけれども。

久塚座長 ありがとうございます。

事務局 その評価の実施ということで、一応今検討されている協働事業評価がこういう形で発表されるのかというご質問だったと思うんですけれども、一応こちらについては、事業提案に関する協働事業評価というよりは、基本的には区を行う協働事業全般にかかわる内容というふうに考えてますので、こういう形では考えておりません。

しかし、基金による助成事業とか事業提案制度に基づく事業評価、そういう場合については、やはりある程度こういった形で公開の場というものを設定していかなければいけないというふうに考えています。これでご回答になってますか。

小原委員 あと、この事業書の項目がすごいすっきりわかりやすかったので、このぐらい簡単でもよかったのかなという、ちょっと思ってしまったので、参考までにと書いて。

事務局 では、一応皆さんも、こちらの資料もちょっと見ていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

久塚座長 では、どうも長い時間、ありがとうございました。

次は、11月の……。

事務局 一応11月18日に予定したいと思うんですけれども、11月18日の金曜日なんですけど、各委員のご都合はいかがでしょうか。

宇都木委員 何時からですか。

事務局 時間帯は、きょうと一緒に考えています。11月18日。

宇都木委員 4時までだったですね。

事務局 皆さん、大丈夫ですか。

それでは、次回の支援会議は11月18日の金曜日、場所は第2委員会室、また通知を差し上げます。このフロアと一緒にです。

宇都木委員 主な議題は、まとめ上げたやつですね。

事務局 事業評価の、皆さんからいただいた項目をシートで反映させますので、シートの項目をまず確定しないといけない。それから、事業提案制度につきまして、皆様のいただいた意見と、それからある程度のモデルケース、このような形で進めてはという、議題のもとになるケースを何かつくってお示しできればなというふうに考えています。

久塚座長 事務局も大変だけれども、原案は事前につくって、4名の委員さんたちのものを足し算してつくりますので、11月18日もよろしくをお願いします。

では、きょう、第4回目をこれで終わります。

事務局 評価シートのコメントについては、18日の1週間ぐらいに前にいただければ反映できるんじゃないかと思しますので、すいませんが、よろしくお願いいたします。

- - 了 - -